

学長選考に係る手続き処理要項

平成25年5月20日

学長選考会議決定

国立大学法人山形大学学長選考等規程(以下「規程」という。)第23条第2項の規定に基づき、この要項を定める。

1 学長選考基準及び実施計画等の公表について(規程第3条, 第4条, 第6条, 第8条, 第11条, 第14条関係)

(1) 次に掲げる公表事項は、山形大学のホームページに掲載し公表する。

①学長選考基準【規程第3条第2項関係】

②学長選考実施計画【規程第4条第3項関係】

③学長候補適任者として推薦された者の氏名及び規程第6条第1項の規定により提出された書類【規程第6条第2項関係】

④第一次学長候補適任者の氏名【規程第8条第3項関係】

⑤第二次学長候補適任者の氏名【規程第11条第2項関係】

⑥学長候補者の氏名【規程第14条第2項関係】

(2) (1)の③, ④及び⑤の場合、公表の順番は氏名の五十音順とする。

2 推薦資格について(規程第5条関係)

規程第5条第1項各号に規定する者は、推薦の締切日において当該職に在る者とする。ただし、推薦の締切日において休職中の者、休業中の者及び停職中の者は、推薦者となることができない。

3 学長候補適任者の推薦書類等について(規程第6条関係)

(1) 学長候補適任者推薦書の様式は、別紙様式1のとおりとする。

(2) 推薦者名簿の様式は、別紙様式2のとおりとする。

(3) 推薦理由書の様式は、別紙様式3のとおりとする。

(4) 被推薦者の同意書の様式は、別紙様式4のとおりとする。

(5) 学長候補適任者の経歴・業績書の様式は、別紙様式5のとおりとする。

(6) 大学の運営等に関する所信書の様式は、別紙様式6のとおりとする。

(7) 学長候補適任者を推薦する場合には、(1)から(6)までに規定する書類(以下「推薦書類」という。)を一つの封筒に一括して封入し、封印のうえ、本部事務部総務部総務課(以下「総務課」という。)に提出するものとする。

(8) 総務課は、上記(7)により推薦書類の提出があった場合は、当該推薦書類を速やかに学長選考・監察会議委員に送付するものとする。

4 「所信を聴く会」について(規程第10条関係)

「所信を聴く会」については、第一次学長候補適任者が決定した後、日程・方法等について決定す

る。

附 則

この要項は、平成25年5月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年3月10日から施行する。